平成２１年（フ）第３２８号
青森県弘前市大字三岳町10番地25
債務者　今泉　鉄義（旧姓八木橋）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３３０号
青森県平川市猿賀石林117番地
債務者　角田　尚行
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３３９号
青森県弘前市大字中野１丁目４番地10　ファミリオ中野Ｒ－２号
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２５８号
神奈川県横須賀市浦上台３丁目22番１号
債務者　一戸　達雄
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２７９号
神奈川県横須賀市田浦町１丁目16番地　山田アパート２Ｆ
債務者　糸洲　初美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３０３号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目35番地14
債務者　吉岡眞由美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２０８号
長野県上田市中之条1308番地38
債務者　丸山　礼子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２０９３号
名古屋市港区新茶屋５丁目3006番地、住民票上の住所名古屋市港区新茶屋４丁目1612番地の１
債務者　岡田香奈美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４３号
福島県いわき市平下平窪中島町７番地の13　中島アパート206
債務者　齋藤　和之
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２４６号
福島県いわき市四倉町字梅ケ丘109番地の６
債務者　佐藤　良二
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１０４号
京都府亀岡市篠町柏原田中20番地12
債務者　岡村とし子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
北海道旭川市永山７条21丁目２番20号
債務者　狩野　聡子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４７号
北海道旭川市錦町23丁目2162番地の259
債務者　溝口　和枝
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５１号
北海道旭川市緑町15丁目3016番地の１吉田２階
債務者　高橋　健太
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５２号
北海道上川郡当麻町緑郷１区
債務者　富永　久孝
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６１号
北海道旭川市永山２条９丁目１番19号　いずみコーポ102
債務者　稲垣　巳奈（旧姓政田）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部